

川崎市入札契約制度再検証 第2回中間報告

2010（平成22）年4月

財 政 局

目次

1	はじめに	1
(1)	経済情勢の動向	1
(2)	第1回中間報告以降の取組み	1
(3)	第2回中間報告の目的	2
(4)	アンケートの実施	2
2	平成21年度工事請負入札結果について	3
(1)	落札率等の推移	3
(2)	予定価格事前公表、事後公表について	4
(3)	総合評価方式について	4
3	課題の整理	5
(1)	低入札の増加について	5
(2)	予定価格の事前公表、事後公表について	5
(3)	総合評価方式について	5
4	課題に対する対策	6
(1)	最低制限価格の対象範囲の拡大【平成22年7月実施】	6
(2)	予定価格の事後公表の試行【継続】	6
(3)	総合評価方式における失格基準の導入【平成22年7月実施】	6
(4)	総合評価方式の本格実施【平成22年7月実施】	7
(5)	前払金制度について【平成22年7月実施】	8
(6)	前倒し発注【継続】	8
5	公契約条例について	9
(1)	ILO条約	9
(2)	野田市における公契約条例の制定	9
(3)	経過	10
(4)	条例制定の目的	11
(5)	基本的事項	11
(6)	課題	11
(7)	アンケート結果	12
6	その他の対策	12
(1)	入札参加条件の明示【平成22年4月から】	12
(2)	軽易工事の適切な執行	12
7	今後の検討事項	13
	委員等名簿	14

1 はじめに

(1) 経済情勢の動向

世界的な金融危機から続く厳しい経済情勢の中、雇用についても失業率が5%を超え、企業収益の悪化や個人所得の減少など、国内経済は依然として厳しい状況にある。政府経済見通しでは、平成22年度は緩やかに回復していくと見込まれているが、金融機関による中小企業動向調査によると、市内建設業の業況判断指数が悪化している。

本市では、平成20年10月14日に市長を本部長とした川崎市緊急経済対策本部を設置し、市内経済の安定化に向けた取り組みを開始した。緊急経済対策の一環として位置づけられる入札契約制度については、緊急性の高い項目を中心に平成21年1月に検証結果を中間報告としてまとめ、必要と判断した項目については即時に対策を実施した。

(2) 第1回中間報告以降の取り組み

本市は、社会経済情勢の変動を受けて、地方自治体の入札契約制度を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの環境の変化に適切に対応することを喫緊の課題として、入札契約制度の再検証を実施することとし、各局職員で構成する「川崎市入札契約制度検討会」において課題を検討し、平成21年1月に中間報告をまとめた。この中間報告を基に次のような取り組みを実施してきた。

ア 予定価格事後公表の試行実施

平成21年度より、2年間の予定で工事において業種別ランク別に全工事の2分の1を対象として予定価格の事後公表を試行実施している。

イ 公共工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方式を改定

国における算定式の改正に伴い、平成21年5月1日付で川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱を改正し、以降に入札公告、指名通知を行った契約から、最低制限価格の算出式のうち現場管理費への掛け率を60%から70%とし、最低制限価格の上限を予定価格の85%から90%へ改正した。

ウ 総合評価方式の試行実施

平成19年度8件、20年度21件、21年度は33件と毎年実施件数を拡大している。

エ 前倒し発注

緊急経済対策の一環として、公共工事の早期発注率について、平成21年度上半期に過去最高水準である80%を目指し、全庁を挙げて最大限努力することとした。

オ 入札情報発信システム

従来、各事業者が市のホームページで確認していた入札情報を、登録した業種に関して新たに公告が行われた旨を知らせる「入札情報メール配信システム」を構築した。

カ 新たな雇用創出

平成21年5月から、主観評価項目に「離職者等を雇用した事業者」を加え、主観評価項目点を付与することで、競争入札において優遇した。

(3) 第2回中間報告の目的

入札契約制度検討会では、第1回中間報告で決定した方針を基に、予定価格の事後公表の試行実施をするとともに、平成22年度に本格実施を予定している総合評価方式の実施方法等について検討を行ってきた。

景気低迷が続く中、本市工事契約では低入札が増加しており、今後ダンピングの発生や下請等へのしわ寄せにつながることも懸念されることから、入札契約制度改革において、低入札対策が重要なテーマであることが認識された。

そこで、このテーマを中心に第2回の中間報告としてまとめ、平成22年度末の最終報告を目指して、総合的な入札契約制度の再検証のまとめを行うこととする。

(4) アンケートの実施

入札契約制度の改革を進める上で、市内建設事業者の意見を把握するために、アンケート調査を実施した。アンケートは、入札契約制度全般について市内建設業関連団体に、予定価格の事後公表の試行実施及び総合評価方式については、入札に参加した建設事業者を対象に実施した。

依頼日 平成21年12月21日(月)

回答期限 平成22年1月20日(水)

ア 「川崎市入札契約制度に関するアンケート」

対象：市内建設業関係団体(15団体)

回答：9団体(回答率60%)

イ 「予定価格事後公表についてのアンケート」

対象：予定価格事後公表案件に参加した市内建設事業者(450社)

回答：128社(回答率28%)

ウ 「総合評価一般競争入札についてのアンケート」

対象：平成20年度及び21年度に総合評価方式に参加した市内事業者(141社)

回答：34社(回答率24%)

2 平成21年度工事請負入札結果について

(1) 落札率等の推移

全体の平均落札率は僅かではあるが低下傾向にある。

低入札は平成20年度は21件であったが、21年度は52件と増加している。

工事請負契約落札率

年度	18	19	20	21
業種 / 契約件数	1,021	922	977	1,074
土木	95.56%	94.37%	93.15%	90.52%
下水管きよ	88.59%	88.90%	92.29%	83.28%
舗装	94.25%	92.74%	92.57%	87.24%
建築	93.80%	93.06%	90.44%	89.66%
電気	92.47%	91.46%	90.65%	90.59%
空調・衛生	93.34%	93.89%	94.07%	93.55%
造園	92.89%	89.67%	89.49%	87.18%
鋼構造物	94.05%	96.93%	90.72%	93.26%
機械	91.98%	90.67%	90.53%	93.32%
通信	91.90%	92.59%	94.78%	89.81%
消防	93.79%	94.98%	94.74%	90.20%
塗装	92.47%	94.09%	93.94%	92.45%
とび・土工	93.63%	93.50%	93.22%	91.53%
防水	94.50%	94.97%	96.50%	93.41%
しゅんせつ	-	95.51%	92.93%	95.30%
内装	95.42%	95.50%	94.30%	91.91%
建具	95.89%	91.22%	88.00%	93.27%
石	-	-	-	99.73%
清掃施設	97.66%	94.83%	98.13%	93.10%
軽微	97.39%	97.94%	98.47%	97.54%
合計・平均	93.55%	92.76%	92.46%	90.03%
低入札	12	12	21	52

(2) 予定価格事前公表、事後公表について

平成21年度から予定価格事後公表の試行を2年間の予定で実施している。事前公表と事後公表を比較したが、平均落札率は事後公表で90.21%、事前公表で89.11%である。

不調件数は、事後公表は71件、事前公表の場合は26件である。

最低制限価格付近での落札の割合は、事後公表では37.8%、事前公表では45.1%である。

予定価格事前公表事後公表の比較

	事後公表	事前公表
件数	492	530
(一般競争)	301	298
(指名競争)	191	232
落札率	90.21%	89.11%
(一般競争)	88.25%	86.00%
(指名競争)	93.30%	93.10%
不調件数	71	26
(一般競争)	21	9
(指名競争)	50	17
最低制限価格付近での落札※	186 (37.8%)	239 (45.1%)

※落札率と最低制限価格率の差が5%未満の落札

(3) 総合評価方式について

総合評価方式は、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)により、金額だけの価格競争ではなく、入札者の技術力も評価し、価格と品質が総合的に優れた契約により公共工事の品質確保を図ることを目的とした入札方法である。

本市においては、平成19年度から21年度までの3年間で計62件の試行実施を行った。

総合評価方式での低入札件数は、平成20年度は1件であったが、21年度は低入札が22件と増加した。

平成20年度は、最低価格以外の業者が落札する「逆転現象」が1件であったが、平成21年度は7件である。

最終的な入札者が1社の案件は、平成20年度は1.0件であったが、平成21年度は1件であった。

総合評価試行結果

年度	19	20	21
試行件数（うち低入札）	8（－）	21（1）	33（22）
落札率	85.17%	93.01%	76.94%
落札者が金額・評価共1位	2	7	8
価格下位の参加者が落札	1	2	7
1者入札	1	10	1

3 課題の整理

（1）低入札の増加について

低入札の増加は、今後、ダンピングによる工事の品質低下や下請へのしわ寄せにつながるおそれもあり、更なる低入札対策が必要と考えられる。

（2）予定価格の事前公表、事後公表について

工事請負契約の予定価格は、入札の透明性、公正性の確保のため、平成20年度まで事前公表を行ってきたが、国土交通省等から予定価格を事前公表することの弊害が指摘されてきたこともあり、事前公表の短所とされるダンピングの発生や、建設業者の見積努力を損なうことなどが事実であるかを検証するために、平成21年度から2年間の予定で全工事の2分の1の入札において試行実施を行っている。

今回、予定価格の公表時期による明確な違いを認めることはできなかったの
で、引き続き試行を継続し検証を行う。

（3）総合評価方式について

平成21年度は総合評価方式において、低入札が増加した。

また、総合評価方式に参加した事業者のアンケート結果では、本市の総合評価方式について適当、適切とする意見が多くあったが、総合評価方式でも結果として価格競争となっていることや、入札日程が長期化することにより配置予定技術者が拘束されてしまうことへの対策を望む意見があった。

4 課題に対する対策

(1) 最低制限価格の対象範囲の拡大【平成22年7月実施】

低入札の増加は、今後、ダンピングによる工事の品質低下や、下請業者へのしわ寄せなどにつながることを懸念される。これを防止する対策として、最低制限価格の対象を予定価格3億円未満から6億円未満に変更する。

予定価格6億円以上の工事については、川崎市契約条例により契約の締結について市議会の議決に付さなければならない契約であること、また、技術力等によるコスト縮減の余地が大きい工事と考えられることから、最低制限価格の対象とせず低入札価格調査を行うこととする。

(2) 予定価格の事後公表の試行【継続】

予定価格事後公表の試行実施は、平成21年度から2年間実施することとしているので、平成22年度についても業種別ランク別に全工事の2分の1を対象に継続して検証を行う。

(3) 総合評価方式における失格基準の導入【平成22年7月実施】

平成21年度に総合評価方式において低入札が増加した。低入札の増加は、今後、ダンピングによる工事の品質低下や下請へのしわ寄せにつながることを懸念される。

このため、予定価格6億円未満の入札について、低入札価格調査時に一定の基準金額以下の入札を無効とする「失格基準」を設けることとする。

本市の最低制限価格及び低入札調査基準価格については、国の基準を準用していることから、失格基準についても、国土交通省による低入札価格調査の重点調査基準を準用することとする。

予定価格6億円以上の工事については、川崎市契約条例により契約の締結について市議会の議決に付さなければならない金額であり、より慎重に契約の是非を検討しなければならない契約、また技術力等によるコスト縮減の余地の大きい工事の基準と考えられることから、失格基準を適用しない。

予定価格に対する率	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
低入札価格調査基準☆	95%	90%	70%	30%
重点調査基準★	75%	70%	70%	30%

☆各項目の合計額を入札金額が下回った場合に低入札価格調査を実施する。

★落札候補者から提出される積算内訳書の、各項目のいずれかにおいて、基準を下回った場合にその入札を失格とする。

(4) 総合評価方式の本格実施【平成22年7月実施】

総合評価方式については、平成19年度から試行を行ってきたが、公共工事の品質確保をより一層図るため、平成22年度の総合評価方式は、次のとおり本格実施することとする。

ア 総合評価方式を実施する入札の範囲

予定価格1億5千万円以上（建築工事については3億円以上）の工事については、原則として総合評価方式による入札を行うものとする。

なお、対象工事であっても特別な事由により、総合評価方式によることが適当でない場合は、その理由を付して通常的一般競争入札を行うこととする。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、総合評価方式によることが適当であると考えられる場合には、総合評価方式によることを妨げないものとする。

※対象を予定価格1億5千万円以上の工事とした理由

- ・一定の規模以上の工事においては、請負者の技術力等が反映される余地が大きくなると考えられるため。
- ・小規模工事において、技術評価資料等を作成することは、入札参加者に対する負担が大きいと考えられるため。
- ・工事の設計、契約、施工管理等を円滑に処理できる可能な工事件数等を勘案したため。

なお、建築工事については、工事を分割することが困難であるなど、他の業種と比べ一件あたりの契約金額が大きくなることから、対象を予定価格3億円以上とした。

また、発注の状況によって緊急を要するものや、設計内容によっては規模の小さな工事でも技術力を評価することが適当な案件があることも想定されることから、それらについては通常の入札を行なうことができるよう、臨機応変に対応できることとした。

イ 総合評価方式の入札日程

総合評価方式による入札は、試行結果から事前準備手続などを整理することなどにより、可能な限り日程の短縮化を図ることで、入札参加者の時間的なコストを低減することとする。

ウ 評価基準の見直し

総合評価方式の評価基準を見直すことにより、入札参加者の負担を減らすとともに、評価の透明性、公平性をより高める。

エ 低入札価格調査における失格基準の導入

ダンピング入札の予防のために、低入札価格調査時に、一定の基準以下の

入札についてはその入札を無効とする「失格基準」を設ける。(前述)

(5) 前払金制度について【平成22年7月実施】

ア 低入札の場合における前払金の減額

工事請負においては、契約金額が高額になることが多く、完成をもって契約金額を支払うのでは、工事に必要な資材購入等の資金を請負者が支払うことになり負担が重い。それを軽減するために、請負者の請求に応じ市が代金の40%（ただし3億円）を上限として一部を事前に支払う制度が設けられている。

しかし、前払金を獲得することを目的とした低入札の発生が懸念されることから、低入札価格調査を実施した契約については、前払金を20%に縮減する。

イ 中間前払金制度の新設

工事請負者への円滑な資金供給を目的として、中間前払金制度を導入する。ただし、中間前払金は低入札価格調査の対象となった契約には適用しない。

(ア) 中間前払金とは

前払金（請負金額の4割）に加え、工期半ばで請負金額の2割を追加して支払う前払金のことをいう。

(イ) 対象工事

請負金額100万円以上、かつ、履行期間2月以上の工事

(ウ) 要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④ 前払保証会社の保証を得ること。

ウ 前払金支払限度額の廃止

中間前払金の創設に伴い、3億円を上限としていた前払金の支払限度額を設けないこととした。ただし、平成22年度については、あらかじめ定められた予算の範囲内での支払いとする。

(6) 前倒し発注【継続】

平成20年10月14日の緊急経済対策本部設置以降、本市が当面取り組むべき事項として、公共事業の早期発注、市内中小企業優先発注の配慮、公的債務支払いの早期化、入札契約制度の見直し等を行ってきた。

平成21年度も、市内経済情勢は引き続き厳しい状況にあり、本市としてもできる限りの対策が求められていたが、国においても、平成21年4月10日に、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議より、「経済危機対策」が示され、平成21年度当初予算の上半期の契約率において、公共事業等においても実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力することとされた。

本市においても、市内経済の安定化を図るため、平成21年度上半期公共工事発注目標を80%に設定し、その実現に向けて最大限の努力を行うこととして、緊急経済対策本部長名で早期発注について全庁に周知徹底した。また、一部の入札においては、見積期間の短縮を図るなど迅速化に取り組んだ。

結果として、平成21年度上半期に契約を締結した工事請負契約は、仮契約を含め、年間発注予定の70%強の執行率となった。平成20年度上半期執行率34.7%と比べて大きく上昇したことから、一定の成果があったものと考えられる。

昨年11月には、政府によりデフレ宣言が出され、市内経済は引き続き厳しい状況にあり、平成22年度についても、市内中小企業への優先発注とともに、全庁をあげて早期発注に取り組んでいく。

5 公契約条例について

(1) ILO条約

公契約法(条例)とは、公契約における労働者に支払われる賃金等について、規定水準以上の支払いを受注者に対して義務付けるもので、その理念は1949年にILO(国際労働機関)で採択された「公契約における労働条項に関する条約」(第94号)に求めることができる。この条約は世界59カ国が批准しているが、わが国では未批准である。

ILO第94号条約の概要

「この条約は公の機関を一方の契約当事者として締結する契約においては、その契約で働く労働者の労働条件が、団体協約または承認された交渉機関、仲裁裁定あるいは国内の法令によって決められたものよりも有利な労働条件に関する条項を、その契約の中に入れることを決めたものである。」

(2) 野田市における公契約条例の制定

平成21年9月に千葉県野田市において、全国で初となる公契約条例が制定された。この条例は、公契約にかかる業務に従事する労働者に支払われる賃金等について、規定水準以上の支払いを受注者に対して義務づけるものである。

これまで、地方公共団体の取組みとしては、平成17年度に全国市長会が、公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を国に対して要望した経過がある。

野田市における条例の制定は、労働関係法令との整合性等の議論もあるが、国に要望している公契約法の制定が進まない中で法整備に向けて先鞭をつけ、適正な労働条件の確保を図る意味で一定の評価ができるものと考えられる。

※野田市公契約条例の概要

○公契約の定義

市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約

○公契約の範囲

① 予定価格が1億円以上の工事

② 予定価格が1,000万円以上の委託業務

○労働者の範囲

受注者もしくは下請事業者に雇用される者及び派遣法適用者で専ら当該業務に従事する労働者

○最低賃金

① 公共工事設計労務単価の80%

② 野田市技能労務職員の初任給（最低賃金を100円程度上回る金額）

○その他

受注者連帯責任、報告及び立入検査、是正措置、契約解除、賠償請求等

○今後の課題

① 平成22年度から施行

② 事務量増加への対応（担当職員1名増員）

(3) 経過

平成21年9月29日 「野田市公契約条例」市議会にて可決（翌日公布）

12月8日 第4回市議会代表質問に対する市長答弁

「本市といたしましても、より一層の公契約に係る業務の品質や労働条件の確保を図るため、国や他都市の動向も注視しながら、条例制定に向けて検討を進めてまいります。」

平成22年2月17日 施政方針

「入札契約制度改革として、市内中小企業への優先発注や公共工事の前倒し発注の継続、総合評価落札方式の本格実施等を進めるとともに、公共事業の品質を確保しながら、労働者の適正な労働条件の確保を図ることなどを目的として、政令市では初となる「(仮称)公契約条例」の制定に向けた取組を進めてまいります。」

平成22年3月2日 第1回市議会代表質問に対する財政局長答弁

「現在、政令市では初となる「(仮称) 公契約条例」の制定に向けた取組を進めているところでございます。」

「条例制定の時期でございますが、施行にあたり一定の周知期間も必要であることから、平成22年度の適切な時期に議会に提案してまいりたいと考えております。」

「この条例は、公共事業の品質を確保しながら、デフレ経済のもとで適切な労働条件や労働環境の確保を通じて地域経済の活性化を図ることを基本とするものであると考えております。」

「条例が適用される契約の範囲、労働者の範囲、条例で制定する賃金額、受注者責任、履行確認の方法及び制裁等につきましては、調査の結果も参考にしつつ、国や他都市の動向も注視しながら、検討を進めてまいります。」

「いずれにいたしましても、国においては、最低賃金法の見直しや「公契約法」の制定を検討していると伺っておりますので、国の動向を注視しながら、条例制定に向けて検討を進めてまいります。」

(4) 条例制定の目的

公共事業の品質を確保しながら、デフレ経済のもとで適切な労働条件や労働環境の確保を通じて地域経済の活性化を図ることが条例制定の目的である。

(5) 基本的事項

条例制定の時期は、施行にあたり一定の周知期間も必要であることから、平成22年度の適切な時期に議会に提案することとする。

条例には次の事項を記すものとする。

- ア 条例制定の目的
- イ 条例が適用される契約の範囲
- ウ 条例が適用される労働者の範囲
- エ 条例で制定する賃金額
- オ 条例の履行確認の方法、制裁等

(6) 課題

条例制定に向けては、次の課題等の整理が必要となる。

- ア 条例が適用される契約、労働者等の範囲
- イ 条例施行後の担当部局の体制、履行確認の方法
- ウ 財政負担の検証

(7) アンケート結果

建設業関係団体へのアンケートの結果からは、「具体的な内容が不明で不安である。」との意見がある一方、「条例の制定は、公共サービスの向上、公共工事の品質の確保、地域社会の安全、安心、福祉に大きく寄与すると思う。」「早急に制定してほしい。」「品質確保のためにもぜひ進めてほしい。」と好意的に受け止める意見が多くあった。

また、「対象工事の範囲を1000万円以上に広げたほうがよい。」「全件対象とするべき。」と広く適用するべきとの意見や、「時給1500円から2500円は必要」と、基準を引き上げるべきとの意見もあった。

6 その他の対策

(1) 入札参加条件の明示【平成22年4月から】

ア 専門技術者の配置を入札条件とすることについて

専門工事においては、その工事内容によって特殊な技能を取得している技術者等の配置を入札参加資格とすることが、良質な工事の品質確保に相当である場合がある。

道路塗装工事においては、その施工に関して専門的な法令知識や特殊技能が必要とされることから、周知期間において一般競争入札の参加資格に「路面標示施工技能士を配置できること」と設けることとする。

他の工事においても、工事発注部局と協議の上、技術者等の配置を入札参加条件とすることが適当なものがあるか検討することとする。

イ 契約履行上必要となる許可等について

契約の受注者として必要な法令上の許可については入札参加資格申請時に確認しているが、契約履行の過程で必要となる許可・資格等について、法令に違反した契約履行とならないように、仕様書等に明記することとする。

(2) 軽易工事の適切な執行

本市においては、250万円以下の建物等の小破修繕に類する原形復旧工事について、迅速に対応できるように簡便な手続きで、各局で契約事務を行うことができることとなっている。

この軽易工事契約事務において一部で不適切な事務執行があったと、平成21年5月27日に総務局服務監察担当より調査結果が公表された。

調査結果では、業者に見積もりを依頼する際に、他者の見積もりも提出するように依頼した例や、250万円以上の工事を数件に分割して軽易工事として執行していた例等が指摘されていた。

軽易工事については、四半期ごとに各局から執行状況報告が提出されており、この中で、軽易工事契約事務取扱規程に反する疑いのあるものについては、財政局契約課より各局に照会しているところであるが、それに加え、適正な事務執行のため、平成21年7月1日に、各局軽易工事事務担当者を対象に軽易工事契約事務研修会を実施した。

研修会では、改めて軽易工事契約事務手続きについて説明するとともに、見積りの取り方や、特定の業者に発注が集中しないように注意を行った。

今後も、研修などの機会を通じて、公正な契約事務の執行について注意を喚起していく。

7 今後の検討事項

今回の中間報告では低入札対策を中心に対策を検討したが、今後においては下記の項目を中心に入札契約制度の検討を引き続き行い、平成22年度末を目途に入札契約制度再検証をまとめ報告することとする。

- ・ コンプライアンスの徹底
- ・ 予定価格の公表時期のあり方
- ・ 主観評価項目制度の評価
- ・ 総合評価方式の評価基準について
- ・ 失格基準の拡充
- ・ 工事系委託業務の最低制限価格のあり方
- ・ 登録業種の格付について
- ・ 職員の技術力の向上

◇学識経験者意見聴取

以上について、平成22年3月26日に開催した「平成21年度第3回入札監視委員会」において報告し、委員会の了承を得た。

委員等名簿

川崎市入札監視委員会（学識経験者意見聴取）

國重 慎二（弁護士）

畑尻 剛（中央大学教授）

本橋美智子（弁護士）

川崎市入札契約制度検討会

座長 財政局管財部長		
環境局	建設局	水道局
庶務課長	庶務課長	契約課長
公園緑地課長	技術監理課長	交通局
施設課長	道路整備課長	経理課長
まちづくり局	施設課長	病院局
庶務課長	管路課長	庶務課長
庶務課主幹（技術監理担当）	港湾局	財政局
住宅建替推進課長	庶務課長	契約課長
施設計画課長	庶務課主幹（技術監理担当）	検査課長
	川崎港管理センター整備課長	

※財政局及び各企業会計は、契約主管課長を委員とする

川崎市入札契約制度実務担当者検討会

座長 財政局管財部契約課長		
財政局	建設局	水道局
検査課主査	庶務課経理係長	契約課係長
環境局	技術監理課主査	交通局
庶務課経理係長	道路整備課主査	経理課主査
公園緑地課主査	施設課主査	病院局
施設課主査	管路課主査	庶務課主査
まちづくり局	港湾局	財政局契約課
庶務課経理係長	庶務課経理係長	契約管理係長
庶務課主査（技術監理担当）	庶務課主査（技術監理担当）	土木契約係長
住宅建替推進課主査	川崎港管理センター整備課主査	建築契約係長
施設整備部主査		物品契約係長

役職名は平成21年度のもの

【入札契約制度再検証審議経過】

(第1回中間報告以降)

平成21年3月26日(水)

第4回入札契約制度実務担当者検討会

平成21年4月28日(火)

第5回入札契約制度検討会

平成21年5月28日(木)

第6回入札契約制度検討会

平成21年12月28日(月)

第6回入札契約制度実務担当者検討会

平成22年2月19日(金)

第7回入札契約制度実務担当者検討会

平成22年3月11日(木)

第7回川崎市入札契約制度検討会

平成22年3月26日(金)

川崎市入札監視委員会

川崎市入札契約制度に関する アンケート結果

平成22(2010)年3月

川 崎 市

川崎市入札契約制度に関するアンケート結果

1 最低制限価格について

川崎市では、5月に最低制限価格制度の改正を行い、制限価格の算出式もとめる方法の中で現場管理費の割合を70%とするとともに、最低制限価格の上限を85%から90%へ引き上げました。このことについてどのようにお考えですか。

- ・国の通達によらず、地方の中小企業のための制度改正を。
- ・現場管理費を90%に、一般管理費を70%に。
- ・実質90%に引き上げるようにすべき。
- ・予定価格の90%前後での設定をしてもらいたい。
- ・算定式のうち、共通仮設費の90%となっているが、安全費が含まれるので、100%にしてほしい。
- ・最低制限価格を85%から9.5%にしてほしい。

2 低入札価格調査について

川崎市では、予定価格3億円以上の工事については低入札価格調査制度、3億円未満の工事については最低制限価格制度を適用しています。また、総合評価による入札については、地方自治法の定めにより予定価格の金額に関係なく低入札価格調査の対象となっています。

(1) まず、低入札価格調査と最低制限価格の区別をする基準についてどのようにお考えですか。

- ・WTO以外はすべて最低制限価格にするべき。
- ・低入札調査対象案件を施工中の者に対して、受注の制限を行うべき。
- ・材料費、下請経費などで明確にできないものがあれば失格とするべき。
- ・3億円という基準の根拠を知りたい。
- ・不良工事や下請倒産の危険があるので、低入札価格調査制度は廃止してもらいたい。

(2) 次に、低入札価格調査案件に一定の基準以下の入札については失格とする制度を設けることについてどのようにお考えですか。

- ・予定価格の85%以下は失格にするべき。
- ・最低制限価格を2段階にした調査基準設定を望む。

3 総合評価方式について

川崎市では、平成19年度から総合評価落札方式の試行を始め、平成21年度上半期で試行を終了し、平成22年度からは本格実施する予定です。この総合評価試行実施についてどのようにお考えですか。

- ・現状は価格競争になってしまっている。
- ・技術的な工夫の余地の大きな工事に限定するべき。
- ・除算方式はやめて加算方式にするべき。
- ・直接施工の割合、労働基準遵守状況の実績を加味するべき。
- ・一定規模以上の工事に適用するべき。
- ・受注が偏らないような制度を検討するべき。
- ・市内全業者に満遍なく仕事が行きわたるようにするべき。
- ・制度の周知が徹底されていない部分があると思う。
- ・同種工事完工実績や経審の評点が評価基準に取り入れられることを望む。

4 予定価格の事後公表について

川崎市では、平成21年度から、各業種ランク別に2分の1の入札について、予定価格の事後公表を試行実施しています。この予定価格の事後公表についてどのようにお考えですか。

- ・すべて事後公表にするべき。
- ・事前公表では積算・技術力に関係なく入札できるので事後公表を望む。

5 配置予定技術者等について

川崎市では、一般競争入札において工事に配置する技術者を入札参加申込時に提出していただいておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- ・届けるのは落札後でもよいのではないか。
- ・落札後、落札者のみの提出とするべき。
- ・配置前3ヶ月要件は見直すべき。
- ・現行どおりが望ましい。

6 技術者を配置することを入札参加条件とすることについて

建設業法の定めにより配置する監理技術者等のほかに、工事の内容に応じた技能を保持する技術者配置を入札参加条件とすることについて、どのようにお考えですか。

- ・条件にすることはよいが、届けの提出は着手時でもよい。
- ・規模の小さな企業ではその余裕はない。
- ・ぜひ、条件としてほしい。
- ・業種ごとの専門性が明確になるのでよい。
- ・技術者がその会社の社員かどうかをよく審査してほしい。
- ・中小企業の排除にならないようにしてほしい。

7 現場代理人の常駐緩和について

川崎市では、一定の条件の下、現場代理人の常駐緩和を行っていますが、このことについてどのようにお考えですか。

- ・地域の範囲、金額をさらに緩和してほしい。
- ・現行の範囲内ならば肯定できる。
- ・金額が低い工事ならば緩和してもよい。
- ・1000万円以下で工期2～3ヶ月の工事は現場管理費が採算面で厳しいので、常駐緩和の拡大を望む。

8 前払金制度について

現在、川崎市では100万円以上の工事について、前払金の対象とし、契約金額の4割を3億円を上限としてお支払いしています。国等においては中間前払金制度などを設けていますが、前払金制度についてどのようにお考えですか。

- ・現状のとおりでかまわない。
- ・上限を引き上げてほしい。
- ・中間前払いも行ってほしい。

9 主観評価項目制度について

本市では、事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力の向上及び社会的貢献への意欲を高めることを目的として、主観評価項目制度を実施しています。現在、評価項目としているのは、障害者の雇用状況、災害時における本市との協力体制、建災防の加入状況、ISO9001の認証取得、ISO14001の認証取得、男女共同参画、離職者の新規雇用及び本市優良業者表彰と、過去3年間の工事成績です。この他に主観評価項目に採用すべきとお考えの項目がありましたら御記入ください。

- ・住民、労働者、下請企業とのトラブルがないことや、法令違反がないことを加えてほしい。
- ・工事成績の対象期間を拡大してほしい。
- ・災害時協定の評価を上げてほしい。
- ・災害時協定は協定の数ごとに評価してほしい。
- ・ISOについても各々評価してほしい。
- ・経審の評点や技術者の人数、自己資本を評価項目にしてほしい。

10 登録業種のランク設定について

本市では、工事請負の登録業者について、土木、下水管きよ、舗装、建築、電気、空調・衛生の業種については、経審点数によりランク設定を行っています。

(1) このランク設定についてどのようにお考えですか。

- ・ランクにより業者数の多い少ないがあるので、見直してほしい。
- ・CDクラスで工事が少なく、1件も受注できない業者がいる。

(2) 現在ランク設定していない業種について、ランクを設定すべきとお考えの業種がございましたら、その理由も併せて御記入ください。

- ・ランク設定していない業種でも零細業者が受注できるような設定をするべき。
- ・ランクのない業種では、入札参加条件に経審点を設定したり、施工実績や専門技術者配置を条件として設けてほしい。

11 軽易工事について

川崎市では、250万円以下の原形復旧のための小破修繕工事は、契約課契約ではなく各局で契約事務を執行しています。

本年度初めには、一部不適切な事務処理があったことから、チェック体制の強化等に取り組んでいます。この軽易工事についてどのようにお考えですか。

- ・現状のとおりでかまわない。
- ・250万円以下の工事は零細業者のみに受注機会を与えるべき。
- ・発注前にまちづくり局でチェックをするべき。

12 公契約条例について

本年9月に千葉県野田市において、公契約条例（別添参照）が制定されました。

この条例は、労働者の賃金の確保のみが目的となるのではなく、適正な労働条件を確保することによる公共工事の技術水準の確保及びダンピングの防止、については、公契約の社会的な価値の向上による市民が豊かで安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としております。

その効果として労働者側には、市の監督による適正な賃金水準の維持及び福祉の向上、企業側には低入札の減少による適正な利潤の確保、必要な技術の維持、継承及び必要な労働力の確保などがあげられます。

本市におきましても、野田市の条例制定については一定の評価をするとともに、公契約条例の制定に向け検討を進めているところです。

つきましては、今後の検討における参考とするため、以下の問いにお答えください。

(1)「公契約」の範囲（適用される公契約）についてどのようにお考えですか。

※ 参考（野田市）；条例第4条、同条例施行規則第3条

予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負の契約、及び予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、施設の設備、機器の運転、管理及び保守点検、施設の清掃の契約が対象。

- ・受注者に不利とならないような条件設定にしてほしい。
- ・対象工事の範囲を1000万円以上に広げたほうがよい。
- ・全件対象とするべき。
- ・野田市の基準を試行とし、期間を設けながら拡大してほしい。

(2)「労働者」の範囲（適用を受ける労働者）についてどのようにお考えですか。

※ 参考（野田市）；条例第5条

受注者、下請負者に雇用されているか、又は受注者、下請負者に派遣されている者で、専ら当該公契約に係る業務に従事する者

- ・「手間受け」や「ひとり親方」も適用してほしい。

(3)「賃金」(労働者に支払われる賃金)についてどのようにお考えですか。

※ 参考(野田市); 条例第6条、同条例施行規則第4条

「工事又は製造の請負の契約」については、農水省・国交省の公共工事設計労務単価(基準額)の職種ごとの千葉県の額を8で除した額(=時給に換算)の80%(普通作業員で概ね時給1350円程度)。

「工事又は製造以外の請負の契約」については、野田市職員(労務職員の用務員(18歳)の初任給)の給与額の103%×12÷2,015の額(概ね時給828円程度)。

- ・各種統計を参考に川崎市の基準を設定してほしい。
- ・時給1500円から2500円は必要

(4) 受注者等が負う責任、報告義務等についてどのようにお考えですか。

※ 参考(野田市); 条例第8~10条

受注者は、下請、派遣元が労働者に同条例で定める賃金未満の額しか支払わなかった場合は、その差額分の賃金について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

また、市長は、申出・必要があると認めるときは、必要な報告を求めること、事業所への立ち入り、書類等の検査、関係者への質問ができ、違反があれば、是正措置を命じる。

受注者等は、是正が命じられたら速やかに是正の措置を講じ、期日までに市長に報告する。

- ・受注者が末端の労働者の施工体制などを確実に把握するシステムでなければならないと思う。
- ・報告義務は必要である。
- ・書類作成の経費も見込んでほしい。

(5) 受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行しない場合の制裁についてどのようにお考えですか。

※ 参考(野田市); 条例第11、13条

市長は、受注者等が条例の履行に関する調査の報告等をしない場合、虚偽の報告をした場合、若しくは検査等を拒んだ場合、さらにこれらの是正措置命令に従わない場合は、契約の解除ができる。

この規定により公契約を解除し、受注者等に損害が生じても、市長はその損害を賠償する責任を負わない。

一方、市に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

- ・条例違反に対しての罰則は当然である。
- ・入札に参加できないようにすべき。
- ・どのような管理・チェック体制で把握するのか。

(6) 公契約条例制定に向け懸念される事項等ございましたら記入ください。

・元請が連帯して債務を負うことについて、具体的に不明で不安である。

・発注者が業者間の契約に関与できるのか。

・条例が悪用される可能性も否定できない。

○その他

・条例の制定は、公共サービスの向上、公共工事の品質の確保、地域社会の安全、安心、福祉に大きく寄与すると思う。

・最低制限価格の引き上げにより解決するのではないか。

・品質確保のためにもぜひ進めていただきたい。

・早急に制定してほしい。

御協力ありがとうございました。